

標準旅行業約款 (受注型企画旅行契約)

観光庁・消費者庁告示第1号 (令和2年4月1日から適用)

第1章 総則

(適用範囲)

- 第1条** 当社が旅行者との間で締結する受注型企画旅行に関する契約（以下「契約書」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、各規定が適用されず、通常の慣習によります。
- 2 当社が法令にかかわらず、旅行者の不利にならない範囲で書面に限り特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- (用語の定義)**
- 第2条** 本約款で「受注型企画旅行」とは、当社が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることのできる運送又は宿泊サービスの内容及び旅行者が行方にかかわらず旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- 2 この約款で「旅行計画」とは、本邦内のみ旅行を行い、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 3 この節で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファックスなど、インターネットその他の通信手段により申込みを受け締結する受注型企画旅行契約であつて、当社が旅行者に対して有する申込みの申込みに基づき旅行代金の額を定めた価格又は価格を、当該価格又は価格が旅行代金となる日以前に別定める提携会社のカード会員規約に従って決済することによって、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該受注型企画旅行契約の決済済であることを第12条第2項、第14条第2項、第19条第2項で定められた方法により通知することを内容とする受注型企画旅行契約をいいます。
- 4 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金の支払又は払戻権を行使すべき日です。

(旅行契約の内容)

- 第3条** 当社が、受注型企画旅行契約において、旅行者が本約款の定め旅行計画に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行サービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることにより、手配し、旅程を管理することをいいます。
- (手配担当者)**
- 第4条** 当社が、受注型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を委託して行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の締結

(企画書の交付)

- 第5条** 当社が、当社が受注型企画旅行契約の申込みをした旅行者からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるを除き、当該旅行者の住所に於て作成した企画書（以下「企画書」といいます。）を旅行者の住所に於て旅行計画に関する取扱いを記載した書面（以下「企画書」といいます。）を交付します。
- 2 当社が、前項の企画書において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱いを記載した書面（以下「金額を明示する企画書」といいます。）を交付します。
- (契約の申込み)**
- 第6条** 前条第1項の企画書に記載された企画の内容に同意し、当社が受注型企画旅行契約の申込みをした旅行者は、当社指定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の旅行代金を、同時に提出しなければなりません。
- 2 前条第1項の企画書に記載された企画の内容に同意し、当社が受注型企画旅行契約の申込みをした旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号その他の事項を当社に通知しなくても構いません。

(契約の締結)

- 第7条** 当社が、次に掲げる場合に於て、受注型企画旅行契約の締結に応じることがあります。
- 旅行者が旅行者に連絡を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - 通信契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の所有するクレジットカードが無効である等、旅行者が運送又は宿泊の全部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
 - 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - 旅行者が、当社に対して悪質な要求を行い、又は不当な要求を行い、更にに関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いた行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - 旅行者が、悪説を流布し、誹謗を用いる若しくは虚偽を用いた当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - その他当社が業務上の都合があるとき。

(契約の成立時期)

- 第8条** 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第6条第1項の申込みを受理した時に成立するものとします。
- 2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約書の交付)

- 第9条** 当社が、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容及び旅行計画に関する事項を記載した書面（以下「契約書」といいます。）を交付します。
- 2 当社が、第5条第1項の企画書において企画書の金額を明示した場合は、当該金額を前項の契約書において明示します。
- 3 当社が受注型企画旅行契約の申込みをした旅行者は、旅行計画を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、第1項の契約書に記載することによります。
- (確定書面)**
- 第10条** 前条第1項の契約書において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載しない契約書（以下「確定書面」といいます。）を交付するときは、必要運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書交付後、旅行開始の前日（旅行開始日の前日）から起算してさかのぼって7日以内に当該日以前に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合には、旅行開始日までの当該契約書に定める日までに、これらの確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。
- 2 前項の場合において、手配状況の情報を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切に対応をします。
- 3 第1項の確定書面を交付した場合には、前条第1項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載することによります。
- (情報通信技術を利用する方法)**
- 第11条** 当社が、あらかじめ旅行者の承諾を得て、企画書、受注型企画旅行契約を締結しようとする旅行者に交付する旅行計画、旅行サービスの内容、旅行代金の他の旅行サービス及び社名の記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付するときに、情報通信技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下「その他の事項」といいます。）を提供したときは、旅行者が使用する情報機器にインストールされたアプリケーションソフトウェアが正常に動作していることを確認します。
- 2 前項の場合において、旅行者の使用している情報機器に記載すべき事項のファイルが備えられていないときは、当社の使用する情報機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限り）に記載事項を記録し、旅行者が当該ファイルを開いたことを確認します。

(旅行代金)

- 第12条** 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければならないものとします。
- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の口座への旅行者の署名をなして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第3章 契約の変更

(契約内容の変更)

- 第13条** 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の履行に関する「契約の変更」といふ事項を、以下に示す事項を請求することができます。この場合において、当社が、可能な限り旅行者の利益に反しないものとします。
- 1 当社は、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供者の死亡、官公署の命令、当初の旅行計画にない運送サービスの提供その他の当社の責任としない事由が生じた場合において、旅行者が同意し、かつ旅行者の同意を得た上で、旅行者は、旅行者にその旨を通知し、かつ旅行者が同意しない場合は、旅行者は、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

(旅行代金の増減)

- 第14条** 受注型企画旅行契約を実施するに当たり利用する運送機関について運賃を受ける運賃（以下「運賃」といいます。）の増減、料金の増減が、著しい増減の割合を生じたとき、又は受注型企画旅行契約の企画書に明示した時点において有効なものとして公示されている運賃増減、料金の増減、通常定率による増減を大幅に超過する増減又は減額が生じた場合は、当社は、その増減額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。
- 2 当社が、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって7日以内に旅行者に対し、その増減額を通知しなければなりません。
- 3 当社が、第1項の定める適用運賃・料金の減額が生じたときは、同項の定めるところにより、その減少額按比例に旅行代金を減額します。
- 4 当社が、前項の規定に基づき契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更が生じた時点に於いては、旅行者の負担となる費用）が増加した場合に於いては、旅行者は、この増加が支払われなければならない費用を含みます。）の減少及び増加が生じた場合（費用が増加し、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスを提供しているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の原価、部品のその他の諸設備の不具合が生じたことによる場合を含みます。）において、当該契約内容の変更の際その範囲内で旅行代金の額を変更することができます。
- 5 当社が、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、受注型企画旅行契約の成立後に旅行者の負担すべき事由により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。

(旅行者の交替)

- 第15条** 当社が受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。
- 2 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社指定の申請に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。
- 3 第1項の規定による譲渡の場合、当社の承諾があった時効力発生するものとしますが、以後、旅行計画上の増減が生じたときは、旅行者の当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第4章 契約の解除

(旅行者の解除権)

- 第16条** 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。通知解除する場合は、当社は、提携会社のカードより所定の口座への旅行者の署名をなして契約書面に記載する金額の旅行代金を返金することができます。
- 2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく受注型企画旅行契約を解除することができます。
- 当社が支払った契約書面に記載された金額が、その変更が別表第2上欄（左欄）に掲げられている事由によるものであるとき。
 - 第14条第1項の規定に基づき旅行代金が増額されたとき。
 - 天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供者の死亡、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれがない、又は不可能となる事由が生じた場合において、
 - 当社が旅行者に対し、第10条第1項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

- 当社の責任に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に於ける旅行の実施が不可能となったとき。
- 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行者の責任に帰すべき事由により受注型企画旅行契約に記載した旅行計画を受諾することができなくなったときは、当社の旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料までしかできない事由の発生を解除することができます。
- 当社は、受注型企画旅行契約の申込みをした旅行者の同意を得た上で、旅行者は、旅行者にその旨を通知し、かつ旅行者の同意を得た上で、旅行者は、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

(当社の解除権一旅行開始後の解除)

- 第17条** 当社が、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始後に受注型企画旅行契約を解除することができます。
- 旅行者が同意し、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行者に耐えられないと認められるとき。
 - 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき認められるとき。
 - 旅行者が、契約内容に関する合理的な範囲を超えた負担を請求したとき。
 - 要求を目的とする旅行における必要の降参等の旅行実施条件であつて契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれがあるとき。
 - 天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供者の死亡、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれがない、又は不可能となる事由が生じた場合において、
 - 通信契約を締結した場合であつて、旅行者の所有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が運送又は宿泊の全部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
 - 旅行者が前条第3項第3号から第5号までのいずれかに該当するときは、旅行開始後第12条第1項の契約書面に記載された期日までに旅行代金を支払わなかったとき、又は旅行者の同意を得ないままに、旅行者の同意を得ないままに、旅行者の同意を得ないままに、旅行者は、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

(当社の解除権一旅行開始後の解除)

- 2 前項の解除権は、別表第1項に規定する範囲内において行使することができます。
- 旅行者が同意し、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - 旅行者が旅行の安全かつ円滑に実施するための必要の降参等の旅行実施条件であつて契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれがあるとき。
 - 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき認められるとき。
 - 旅行者が、契約内容に関する合理的な範囲を超えた負担を請求したとき。
 - 天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供者の死亡、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれがない、又は不可能となる事由が生じた場合において、
 - 通信契約を締結した場合であつて、旅行者の所有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が運送又は宿泊の全部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
 - 旅行者が前条第3項第3号から第5号までのいずれかに該当するときは、旅行開始後第12条第1項の契約書面に記載された期日までに旅行代金を支払わなかったとき、又は旅行者の同意を得ないままに、旅行者の同意を得ないままに、旅行者の同意を得ないままに、旅行者は、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

(旅行代金の戻戻)

- 第19条** 当社が、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合又は第14条の規定により旅行代金を増額された場合において、旅行者は、旅行開始後第12条第1項の契約書面に記載された期日までに、旅行代金を返金することができます。
- 2 前項の場合において、旅行者は、旅行開始後第12条第1項の契約書面に記載された期日までに、旅行代金を返金することができます。
- 3 前項の場合において、旅行者は、旅行開始後第12条第1項の契約書面に記載された期日までに、旅行代金を返金することができます。
- 4 前項の場合において、旅行者は、旅行開始後第12条第1項の契約書面に記載された期日までに、旅行代金を返金することができます。

第5章 団体・グループ契約

(団体・グループ契約)

- 第20条** 当社が、同一旅行を同時に旅行者の複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ受注型企画旅行契約の締結については、本条の規定は適用します。
- 第21条** 当社が、旅行計画を同時に旅行者の複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ受注型企画旅行契約の締結については、本条の規定は適用します。
- 第22条** 当社が、旅行計画を同時に旅行者の複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ受注型企画旅行契約の締結については、本条の規定は適用します。
- 2 契約責任者は、当該契約責任者との間で、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合又は第14条の規定により旅行代金を増額された場合において、旅行者は、旅行開始後第12条第1項の契約書面に記載された期日までに、旅行代金を返金することができます。
- 3 契約責任者は、当該契約責任者との間で、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合又は第14条の規定により旅行代金を増額された場合において、旅行者は、旅行開始後第12条第1項の契約書面に記載された期日までに、旅行代金を返金することができます。

(契約責任者の義務)

- 第23条** 当社が、契約責任者又は受注型企画旅行契約を締結する場合において、第6条第1項から第5項までの規定により旅行代金の支払を受けることなく受注型企画旅行契約の締結を行うことができます。
- 2 前項の規定に基づき申込みの支払を受けることなく受注型企画旅行契約を締結する場合において、当社は、契約責任者との責任を記載した書面を交付するものとします。

第6章 旅程管理

(旅程管理)

- 第24条** 当社が、旅行者の安全かつ円滑な実施を確保するために、旅行者に対し次に掲げる義務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと認められた場合には、この限りではありません。
- 旅行者が旅行の安全かつ円滑な実施を確保するために、旅行者に対し次に掲げる義務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと認められた場合には、この限りではありません。
 - 受注型企画旅行契約に於ける旅行サービスの提供を確実に受けられるための措置を講ずること。
 - 前号の措置を講じたにもかかわらず、旅行計画を変更する旨を得たときは、必要に応じて旅行計画を変更し、旅行者にその旨を通知し、かつ旅行者の同意を得た上で、旅行者は、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

(緊急時の対応)

- 第25条** 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければならないものとします。
- (緊急時の対応)**
- 第26条** 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければならないものとします。

第7章 責任

(当社の責任)

- 第28条** 当社が、受注型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づき旅行代金を返金する場合は、旅行者は、旅行開始後第12条第1項の契約書面に記載された期日までに、旅行代金を返金することができます。
- 2 前項の場合において、旅行者は、旅行開始後第12条第1項の契約書面に記載された期日までに、旅行代金を返金することができます。
- 3 前項の場合において、旅行者は、旅行開始後第12条第1項の契約書面に記載された期日までに、旅行代金を返金することができます。
- 4 前項の場合において、旅行者は、旅行開始後第12条第1項の契約書面に記載された期日までに、旅行代金を返金することができます。

(特別補償)

- 第29条** 当社が、前条第1項の規定に基づき旅行者の責任が生ずるおそれがある場合、別表特別補償金を旅行者に提供し、旅行者は、旅行開始後第12条第1項の契約書面に記載された期日までに、旅行代金を返金することができます。
- 2 前項の場合において、旅行者は、旅行開始後第12条第1項の契約書面に記載された期日までに、旅行代金を返金することができます。
- 3 前項の場合において、旅行者は、旅行開始後第12条第1項の契約書面に記載された期日までに、旅行代金を返金することができます。

- 当社が支払うべき変更補償金は、旅行者1名に対して1受注型企画旅行につき旅行代金の1%以内の当社が定める率を乗じた額をもって限度とする。また、旅行者1名に対して1受注型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円を超えたときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- 当社が第1項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更により旅行者が別表第28条第1項の規定に基づく責任が発生するよう明らかになった場合には、旅行者は当該変更による損害賠償相当額を旅行者に返還しなければならないものとします。この場合、当社は、同額の損害を支払うべき損害賠償相当額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺し、差額を支払うべきものとします。
- 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行計画を受諾する旨を、一方が契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、は、旅行代金を返金し、かつその旨を当社、当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。
- 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行計画を受諾する旨を、一方が契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、は、旅行代金を返金し、かつその旨を当社、当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第8章 弁済業務保証金 (旅行業協会の保証社員である場合)

(弁済業務保証金)

- 第32条** 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂シャースタールビル）の保証社員となっております。
- 2 当社が受注型企画旅行契約を締結した旅行者又は債権者は、その取引による生じた債権に優先し、同協会の一般社団法人全国旅行業協会が提供している弁済業務保証金から優先して弁済を受けることができます。
- 3 当社は、旅行業協会の第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金の積立金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づき営業保証金とは併用して取り扱います。

別表第1 取消料 (第16条第1項関係)

| 1 国内旅行に係る取消料 | | 取消料 |
|--|---|-------------------|
| 区分 | | |
| (1) 次回以降の受注型企画旅行契約 | | |
| イ ロからまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画書の金額を明示した場合に限る。） | 旅行開始日の前日（旅行開始日の前日）から起算してさかのぼって20日（自帰国前日については10日）に当たると以降に解除する場合（以下「前日」に該当する解除の場合を除く。） | 旅行代金の20%以内 |
| ロ 旅行開始日の前日（旅行開始日の前日）から起算してさかのぼって7日以内（自帰国前日については10日）に当たると以降に解除する場合（以下「前日」に該当する解除の場合を除く。） | | 旅行代金の30%以内 |
| ハ 旅行開始日の前日（旅行開始日の前日）から起算してさかのぼって7日以内（自帰国前日については10日）に当たると以降に解除する場合（以下「前日」に該当する解除の場合を除く。） | | 旅行代金の40%以内 |
| ニ 旅行開始日の前日（旅行開始日の前日）から起算してさかのぼって20日以内（自帰国前日については10日）に当たると以降に解除する場合（以下「前日」に該当する解除の場合を除く。） | | 旅行代金の50%以内 |
| ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | | 旅行代金の100%以内 |
| (2) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約 | | 当該船舶に係る取消料の規定による。 |
| 備考 | (1) 取消料の額は、契約書面に明示します。 (2) 本表の適用に当たって「旅行開始日」とは、別表特別補償金第2条第3項に規定する「サービス」の提供を受けることを開始した日（以降をいいます。） | |

別表第2 海外旅行に係る取消料

| 区分 | | 取消料 |
|--|---|--------------------|
| (1) 本邦出発時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次回以降に掲げる旅行サービスを除く。） | | |
| イ ロからまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画書の金額を明示した場合に限る。） | 旅行開始日の前日（旅行開始日の前日）から起算してさかのぼって30日以内（自帰国前日については10日）に当たると以降に解除する場合（以下「前日」に該当する解除の場合を除く。） | 旅行代金の20%以内 |
| ロ 旅行開始日の前日（旅行開始日の前日）から起算してさかのぼって30日以内（自帰国前日については10日）に当たると以降に解除する場合（以下「前日」に該当する解除の場合を除く。） | | 旅行代金の50%以内 |
| ハ 旅行開始日の前日（旅行開始日の前日）から起算してさかのぼって30日以内（自帰国前日については10日）に当たると以降に解除する場合（以下「前日」に該当する解除の場合を除く。） | | 旅行代金の100%以内 |
| ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | | 旅行代金の100%以内 |
| (2) 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約 | | 当該航空機に係る取消料の規定による。 |
| 備考 | (1) 取消料の額は、契約書面に明示します。 (2) 本表の適用に当たって「旅行開始日」とは、別表特別補償金第2条第3項に規定する「サービス」の提供を受けることを開始した日（以降をいいます。） | |

別表第2 変更補償金 (第30条第1項関係)

| 変更補償金の支払が必要となる変更 | 旅行開始前 | 旅行開始後 |
|---|-------|-------|
| 1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1.5 | 3.0 |
| 2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 3 契約書面に記載した運送機関等の等級又は等級の等級及び設備の料金の合計が契約書面に記載した等級及び設備の料金を下回った場合に限ります。 | 1.0 | 2.0 |
| 4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 5 契約書面に記載した本邦内での旅行開始地又は空港又は旅行終了した空港の異なる変更 | 1.0 | 2.0 |
| 6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行旅行の乗継便又は経由便の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 8 契約書面に記載した宿泊機関の等級の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 9 設備、景観その他の客室の条件の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始の前日までに旅行者に旅行計画を通知し、かつ旅行者の同意を得た場合をいいます。 | | |
| 注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とする。「確定書面」と読ませたときは、この表を適用します。この場合において、契約書の記述内容と確定書面の記述内容との間に確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。 | | |
| 注3 旅行代金は第4号に当たっての変更に係る運送機関及び宿泊機関の利用を伴うものである変更は、1泊につき1件として取り扱います。 | | |
| 注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備より高いものの変更を伴う場合は適用しません。 | | |
| 注5 第4号又は第7号もしくは第8号に掲げる変更が1乗換等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗換等又は1泊につき1件として取り扱います。 | | |

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

静岡県登録旅行業 第3-477号
 有限会社 タビーナ静岡
 静岡県沼津市御幸町18-13
 TEL:055-934-7117/FAX:055-934-8282